

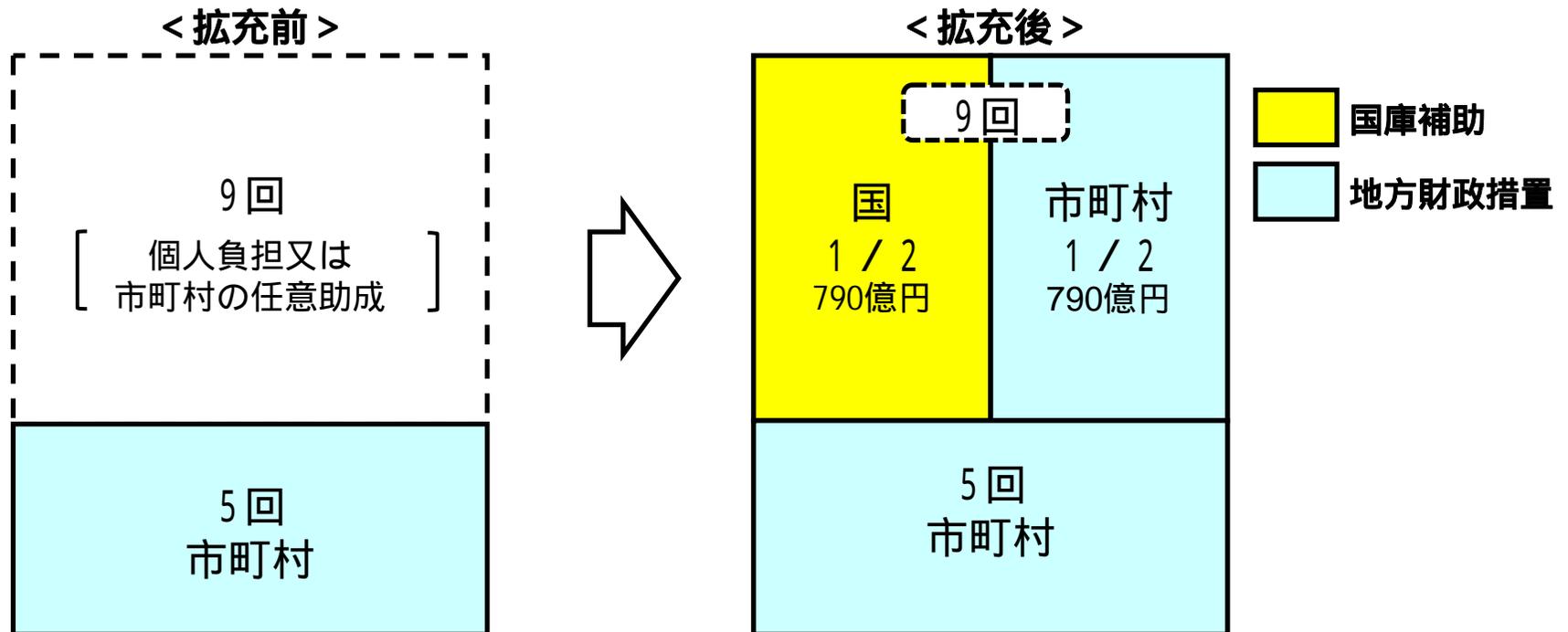
# 妊婦健診の公費負担の拡充について

## 内容

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。

平成20年度第二次補正予算(790億円)において、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。

都道府県は、平成20年度中に妊婦健康診査支援基金を造成済み。



# 次世代法に基づく行動計画策定の現状

行動計画策定指針に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定

## 都道府県・市町村

地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画（5か年）の策定

子育て支援に関連する12の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることを推奨

平成21年度中に、施策内容と目標を盛り込んだ後期計画を策定。

## 特定事業主（国、都道府県、市区町村）

職員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画（概ね5か年）の策定

目標達成の努力義務

行動計画の策定状況（21年10月現在）

国の機関：全機関で策定済み 都道府県：全都道府県で策定済み  
市区町村：約98%の市区町村において策定済み

## 一般事業主（企業）

仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画（概ね2～5か年）の策定

行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況（22年6月末現在）

大企業：87.7%（12,088社）が策定届出  
（従業員301人以上 策定が義務付け）

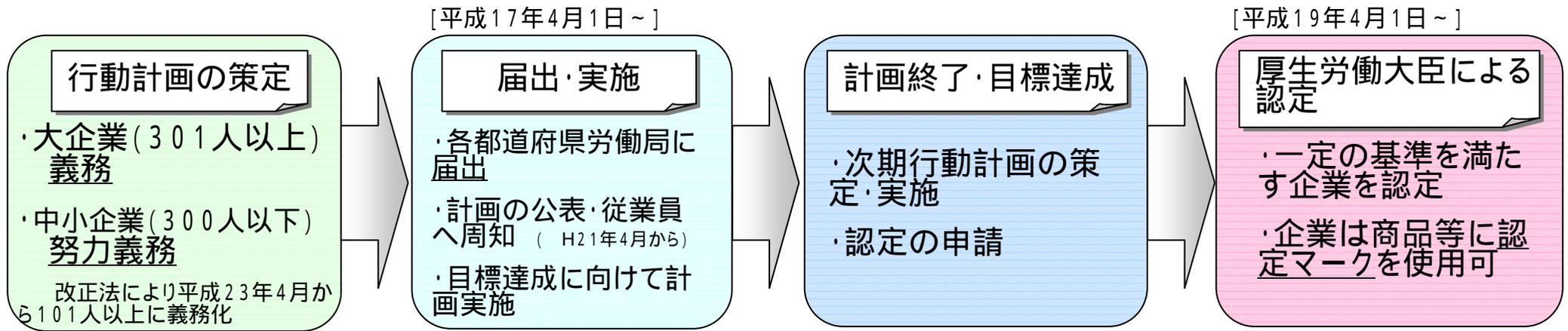
中小企業：24,276社が策定届出  
（従業員300人以下 策定が努力義務）（ ）

認定状況（22年6月末現在）

認定企業：920社（301人以上790社、  
300人以下130社）

改正法により平成23年4月  
から101人以上に義務化

# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



### 行動計画例

- 計画期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日まで
- 内容
  - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
    - 男性:年に 人以上取得
    - 女性:取得率 %以上
  - 対策 平成 年 月 管理職を対象とした研修の実施
  - 平成 年 月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に 回実施
  - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
  - 対策 平成 年 月 部署ごとに検討グループを設置
  - 平成 年 月 社内報などでキャンペーンを行う
  - 目標 …
  - 対策 …

届出状況(平成22年6月末時点)

301人以上企業の **87.7%**

300人以下企業 **24,276社**  
(101人以上300人以下企業の9.1%)

規模計届出企業数 **36,364社**

認定状況(平成22年6月末時点)

認定企業 **920社**

子育てサポートしています

〇〇〇〇年認定事業者

次世代認定マーク「くるみん」

### 認定基準

- 行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。

子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。

父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

これらにあわせ、育児休業給付についても所

## 3 仕事と介護の両立支援

介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

## 4 実効性の確保

苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。

勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設す

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)

1のなか、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月20日

# 1 子育て期間中の働き方の見直し

## 現状

女性の育児休業取得率は約9割に達する一方、約7割が第1子出産を機に離職。

仕事と子育ての両立が難しかった理由は、「体力がもたなそうだった」が最も多く、育児休業からの復帰後の働き方が課題。

育児期の女性労働者のニーズは、短時間勤務、所定外労働の免除が高い。

子が多いほど病気で仕事を休むニーズは高まるが、子の看護休暇の付与日数は、子の人数に関わらず年5日。

## 改正内容

### 短時間勤務制度の義務化

短時間勤務制度について、3歳までの子を養育する労働者に対する事業主による措置義務とする。

### 所定外労働の免除の義務化

所定外労働の免除について、3歳までの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

### 子の看護休暇の拡充

現行：小学校就学前の子がいれば一律年5日  
改正後：小学校就学前の子が1人であれば年5日、  
2人以上であれば年10日、とする。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

### 現 状

勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっているなかで、女性だけでなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりが求められている。

男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は1.56%。男性が子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準。

男性が子育てや家事に関わっておらず、その結果、女性に子育てや家事の負荷がかかりすぎていることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因にもなっている。



### 改正内容

#### 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）

父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する。

父母1人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む。）の上限は、現行と同様1年間とする。

#### 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として、育児休業の再度の取得を認める。

#### 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

### 3 仕事と介護の両立支援

#### 現 状

家族の介護・看護のために離転職している労働者が、平成14年からの5年間で約50万人存在。  
要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等で対応している労働者も多い。

#### 改正内容

##### 介護のための短期の休暇制度の創設

要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。（年5日、対象者が2人以上であれば年10日）

### 4 実効性の確保

#### 現 状

妊娠・出産に伴う紛争が調停制度の対象となっている一方で、育児休業の取得に伴う紛争はこうした制度の対象外。  
育児・介護休業法は法違反に対する制裁措置がなく、職員のねばり強い助言・指導等により実効性を確保している状況。

#### 改正内容

##### 紛争解決の援助及び調停の仕組み等の創設

育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設ける。

##### 公表制度及び過料の創設

勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

# 保育所(認可保育所)

## (1) 概要

### サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。  
(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

### 実施状況

- ・実施箇所数: 23,068箇所(H22.4現在) (H21 22,925箇所)
- ・利用児童数: 約208万人(H22.4現在) (H21 約204万人)

## (2) サービス提供・給付責任

市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。  
(ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)  
入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

## (3) 基盤整備

### 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

### 施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(「安心こども基金」)

《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人(株式会社・NPO法人は補助対象外)

《国庫補助単価》定員90名の保育所を整備する場合の例 1施設当たり8000万円(事業費ベース1億6000万円)

《費用負担》定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当(交付要綱の規定に基づく嵩上げ 国2/3相当、市町村1/12相当、設置者1/4相当)  
(公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。)

#### (4) 事業開始規制等

市町村が実施する場合

…都道府県知事に対する届出

民間主体が実施する場合( 主体制限はなし)

…都道府県知事の認可

#### (5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断

- ・市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
- ・具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。

サービス利用の流れ

- ・保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。  
(市町村と保育所の間は委託関係)

利用料

各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

0歳児3人:保育士1人 / 1・2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人

施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

《0・1歳児》 乳児室(1.65㎡以上/人)・ほふく室(3.3㎡以上/人)・医務室・調理室・便所

《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98㎡以上/人)・屋外遊戯場(3.3㎡以上/人)・調理室・便所

その他

- ・「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。

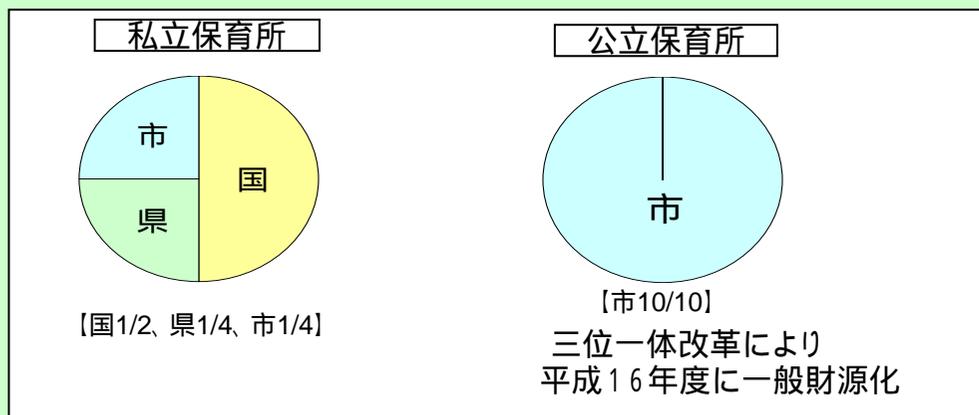
## (7) 費用負担

### 運営主体に対する支払い

「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。  
( 利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)

### 費用負担

「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。( 予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



### 費用額

費用額(全体): 約1兆8500億円

公費負担総額: 約1兆600億円 (H22予算ベース(公立分は推計による)) 残余(7900億円)は利用者負担

## (8) その他

平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。

認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

# 保育所待機児童の解消について

平成22年4月1日現在の待機児童数は2万6,275人(3年続けて増加)

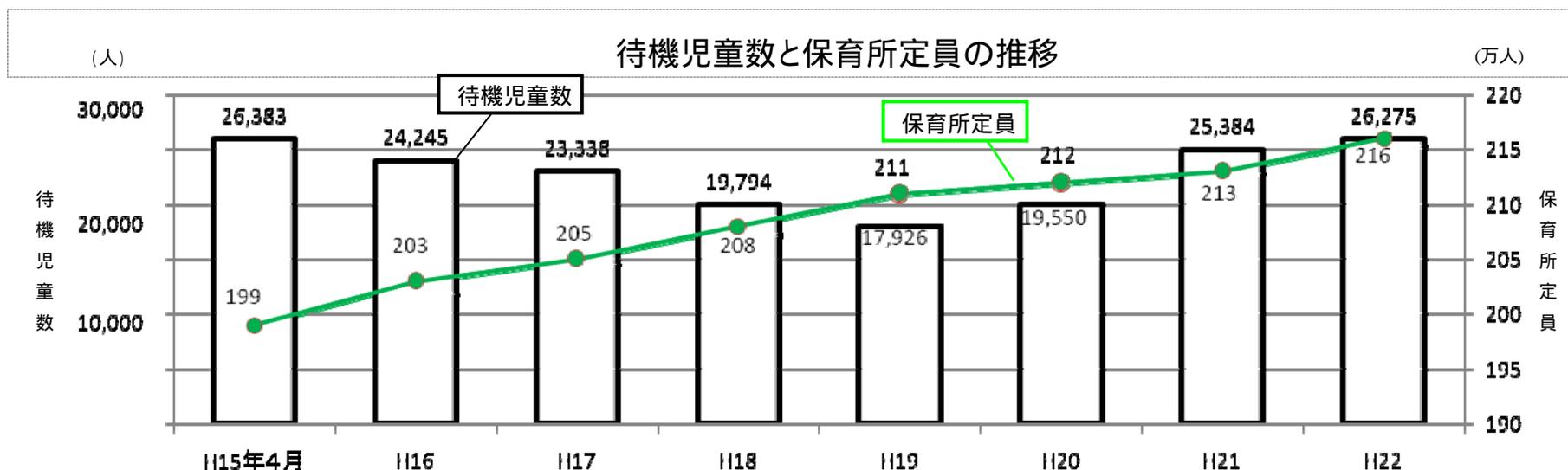
待機児童が多い地域の固定化

・待機児童50人以上の特定市区町村(101市区町村)で待機児童総数の約83%を占める

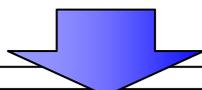
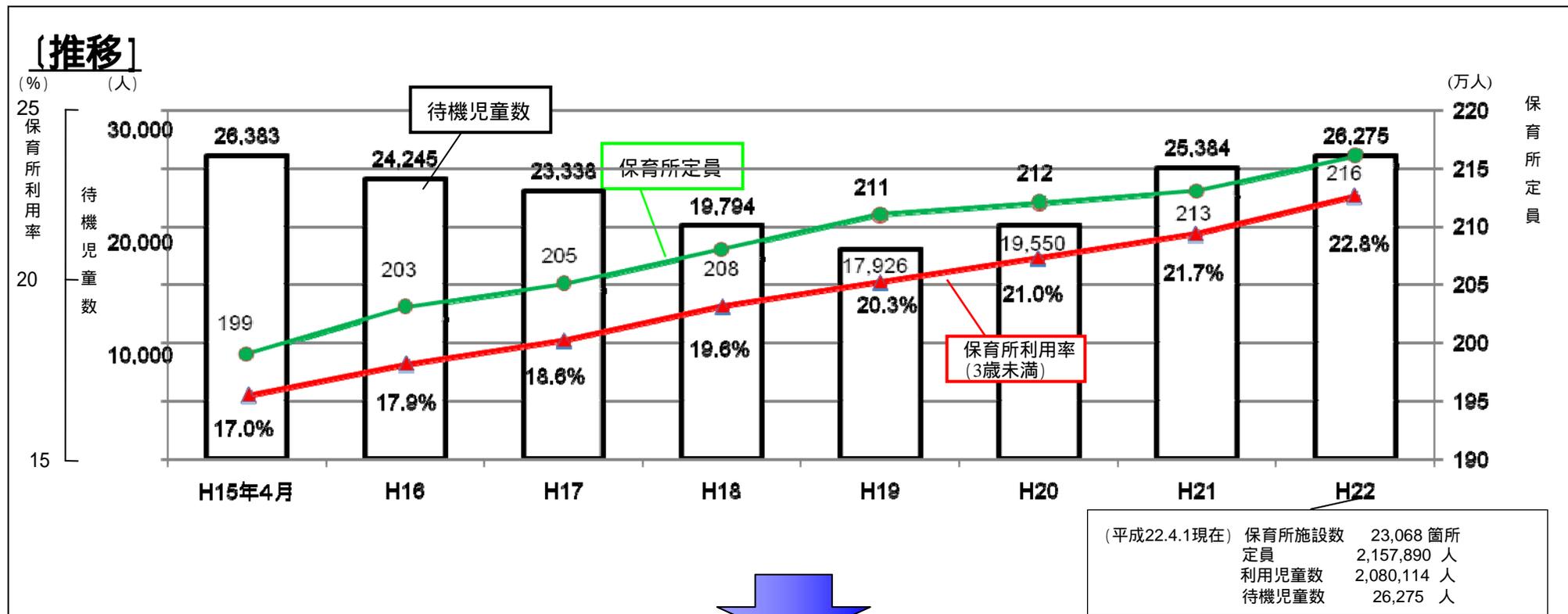
低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約82%

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を策定するとともに、安心こども基金による保育所整備等を推進している。

さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進などを進める。



# 保育所利用状況等について



**〔取組〕 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)に基づく保育サービスの拡充**

子育て支援の総合的な対策として、「子ども・子育てビジョン」では、待機児童の解消に向け、潜在的な保育ニーズにも対応した保育サービスの拡充を図ることとし、保育サービスの利用定員を毎年5万人増やすこととしている。

また、待機児童の8割を占める3歳未満児の保育サービスの利用割合について、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案して、平成26年度までに35%とする。

【目標:平成26年度】 保育サービスの利用定員 241万人 (3歳未満時の利用割合 35%)

**安心子ども基金2,700億円(文部科学省分を含む)による地方公共団体の取組の推進**

・保育所の緊急整備 ・多様な保育ニーズへの効果的・効率的な対応 ・保育の質の向上のための研修の実施 等

「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討中

# 保育に関する規制緩和等について

認可保育所の設置主体については、平成12年以前は、社会福祉法人か公的法人（社会福祉法人を設置主体とすることが著しく困難な場合のみ）のみとするよう行政指導が行われていた。

これに対し、平成12年3月30日付けでこの規制を緩和し、現在は、株式会社、NPO法人を含む多様な事業主体が、認可保育所を設置できることとなっている。

設置主体別認可保育所の状況(平成21年4月現在)

	自治体	社会福祉法人	社団法人	財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社	個人	その他	計
H19	11,603	10,163	4	227	171	277	54	118	212	19	22,848
H20	11,328	10,417	20	220	227	266	59	149	201	22	22,909
H21	11,008	10,703	11	210	266	268	66	157	190	46	22,925

# 保育に関する規制緩和等について

## 短時間勤務の保育士の導入

- ・常勤の保育士が各グループに1名以上配置されていれば、その他は短時間勤務の保育士としてよいこととした。(平成14年)

## 小規模保育所の設置促進

- ・保育所分園の定員及び分園数の規制撤廃等(平成14年)

## 賃貸方式の許容

- ・自己所有が原則であった土地建物について、民間からの貸与による保育所設置を許容 (平成16年)

## 会計処理の柔軟化

- ・保育所運営費を賃貸料に充当することを可能に(平成12年)
- ・保育所施設・設備整備積立金を統一の設置者が設置する他の保育所施設へ充当することを容認(平成14年)
- ・積立金、前期末支払い資金残高の用途範囲拡大等弾力化(平成17年)

# 延長保育事業

## (1) 概要

### サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業

### 実施状況

・実施箇所数：15,533箇所（民間分：H20年度交付決定ベース、公立分：厚生労働省保育課調べ）（H19 15,076箇所）

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（設置主体（保育所）及び市町村の判断）

## (3) 基盤整備

### 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

### 施設整備補助

（通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。）

## (4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。  
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

## (5) サービス利用の仕組み

### サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

( 通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。 )

### 利用料

特に定められていない。( 各市町村又は各保育所において設定。 )

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

## (7) 費用負担

### 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》(基本分)460万円

(加算分)30万円～540万円

( 児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業) )

### 費用負担

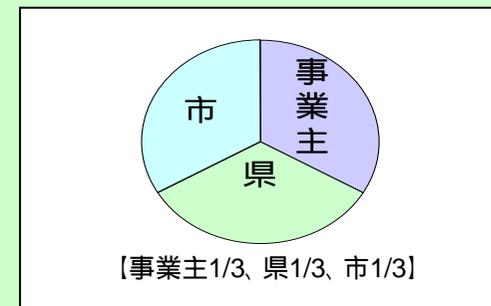
左記の割合で公費負担。

( 予算の範囲で補助する経費 )

### 費用額

《費用額全体》 717.9億円(平成22年度予算ベース)

597億円(平成22年度予算ベース) 残余は利用者負担



# 休日・夜間保育事業

## (1) 概要

### サービス・給付内容

休日保育：日曜・祝日等の保育を行う事業（年間を通じて開所する保育所が実施）

夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業（開所時間は概ね11時間）

### 実施状況

《実施箇所数》 休日保育：978箇所、夜間保育：77箇所（H21年度交付決定ベース）  
（H20 休日保育：927箇所、夜間保育77箇所）

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（設置主体（保育所）及び市町村の判断）

## (3) 基盤整備

### 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

### 施設整備補助

（保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。）

## (4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村が適切と認めた者による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。  
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

## (5) サービス利用の仕組み

### サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

### 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### 人員配置

休日保育事業: 対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業: 保育所と同様。

## (7) 費用負担

### 運営主体に対する支払い

#### 《国庫補助単価》

休日保育: 【認可保育所】116.1～317.35万円、【認可保育所以外】63～220.5万円 (利用児童数に応じた実績払い)

夜間保育: 【認可保育所】246万円、【認可保育所以外】150万円

(注) 保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

( 児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業) )

### 費用負担

左記の割合で公費負担。

( 予算の範囲内で補助する経費)

### 費用額

《費用額(全体)》 休日保育: 約39.8億円 / 夜間保育: 約3億4千万円(H22年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育: 約19.9億円 / 夜間保育: 約3億4千万円(H22年度予算ベース) 休日保育の残余は利用者負担



# 特定保育事業

## (1) 概要

### サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

### 実施状況

《実施箇所数》 1,269箇所（H21年度交付決定ベース）（H20 1,057箇所）

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。））

## (3) 基盤整備

### 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

### 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

## (4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。  
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

## (5) サービス利用の仕組み

### サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

### 利用料

特に定められていない。(各市町村又は各保育所において設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

## (7) 費用負担

### 運営主体に対する支払い

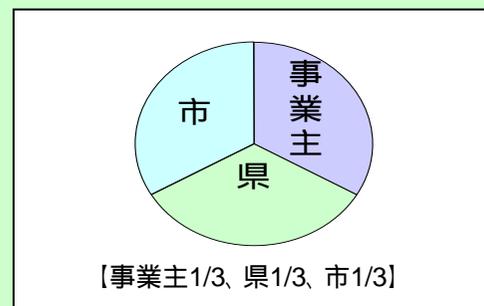
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)  
( 児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### 費用負担

左記の割合で公費負担。  
( 予算の範囲内で補助する経費)

### 費用額

《費用額(全体)》 約31.5億円 (H22年度予算ベース)  
《公費負担総額》 約15.8億円 残余は利用者負担



# 認可外保育施設に関する現行制度

## (認可外保育施設の類型)

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。

- (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
- (2) ベビーホテル( 夜8時以降の保育、 宿泊を伴う保育、 利用児童の半数以上が一時的利用、 のいずれかに該当する施設)
- (3) その他

こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。  
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)

また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

## (認可基準・定員規模)

現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われぬ。( 児童福祉施設最低基準 )

一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。

また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており( )、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。( 認可外保育施設指導監督基準)  
事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。( 認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度)

## 事業所内保育施設設置・運営等助成金の概要

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部や保育遊具等購入費用の一部を支給するもの。

設置費	助成率等 2分の1 (中小企業:3分の2)	助成限度額 2,300万円		
		増築費	2分の1	増築 1,150万円 5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備
運営費	(大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1  (中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1			1年目～5年目
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円	規模に応じ 最高 676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 + 165万円	上記それぞれの型の運営に係る額 + 110万円
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円		

- ( 1)両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設設備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合